

# 人種に直面した20世紀の法

—— フランスとイタリアにおける本国－植民地間の法制史研究 ——

シルビア・ファルコニエリ\*

（福崎裕子 訳）

## 1. 人種<sup>1)</sup>の法的使用の歴史

20世紀ヨーロッパの法制度における人種という概念の使用法に関する歴史研究は、長く重い沈黙や、多数の抵抗や、深き懸念や、多くの方向転換の対象となってきた。ヨーロッパ諸国の大半で発布された1930年から1940年にかけてのユダヤ人に対する人種差別主義的な法律<sup>2)</sup>が、歴史家、とりわけ法制史家にとって、この問題に取り組むことをためらわせる原因となったのは確かである。人種差別措置の構想と実施に法曹界の著名人が深く関わったことから生じた様々な理由のため、ヨーロッパの法制史記述はようやく最近の20年間に初めて方向を転換し、相当の数の研究を生み出した。20世紀前半の全体主義体制における、人種と法との深い関わりを暗闇からようやく明るみに出すに至ったのである<sup>3)</sup>。

全体主義時代の法制度は、国民のいくつかの層を意図的に公然と排除することを目指す厳密な政治計画を実行するものであったが、それに留まるどころか、人種という概念は、ヨーロッパの法制において広く流通して使用され、極めて多様なものとなった。法的な源泉を辿ると、人種という単語の使用が極端に変化したことが明らかになる。19世紀末の数十年間と第二次世界大戦の終結の間に、大半の場合、人種という言葉には、必ず出自を特定する単語が伴い、それは通常出身地——国または地域——を示唆するものであった。法律家たちはかくして、イタリア人種、フランス人種、ドイツ人種、ヨーロッパ人種、アジア人種、アフリカ人種という言い方を使い始めた。別の状況においては、特定する単語が宗教的帰属を参照する場合もあった。従って、法の専門家の著述の中に、「ユダヤ人種」あるいは「イスラム教人種」のような表現が見られる場合もしばしばある。また、特定する単語が、肉体的外見、特に肌の色を明記する場合もある。「黄色人種」「白色人種」「黒色人種」「混血人種」への言及は、法律的著

---

\* Silvia Falconieri, Centre national de la recherche scientifique

述がとりわけアフリカやアジアにおけるヨーロッパの植民地に関わる場合、定期的に出現する。特定する形容詞なしでの人種という言葉は、特に両大戦間の優生主義政策を支持する法律文書の中で使用されており、この単語は、全体として考慮され、法的に保護された上級の「財産」とみなされた人類を意味していた。

法的言説と実践における人種概念の使用法は、新たな光のもとで問い直さなければならない。展望を広げながら、人種が20世紀の法律家たちにとって作業に使える概念となった様々で異質な文脈——まず植民地主義、優生主義、全体主義——の間に相関関係を打ち立てる必要がある。このような展望において不可欠なことは、人種の現代的な使用をめぐる社会科学の考察に対して、法制史がいかなる機能を果たし、寄与したかを再び考えることである。法制史は、我々の社会でいかにこの人種概念が援用されたかの研究に、何をもたすことができるのだろうか。法的な言説と実践の分析は、ヨーロッパにおける人種差別やアイデンティティの割り当てにもつながる現代的な人種化プロセスを、素早く特定し、解釈し、必要であれば限界を定めることに寄与できるだろう<sup>4)</sup>。

この論考では、20世紀前半のヨーロッパの法的な枠組みにおける人種という言葉の使用法について検討する。とりわけ注意を払いたいのは、主としてイタリア、フランスと、量的には劣るがドイツの法制度である。より明確に言えば、3つの限定的な文脈を取り上げたい。1つ目は1938年イタリアにおけるユダヤ人に対する法律公布、2つ目はいわゆる「混血児」（訳注：現在では差別語とされ、回避されるべき用語ではあるが、時代背景からこのように訳している。以下「」は省略）のステータス定義に関するフランス・イタリアの植民地法、3つ目は両大戦間のフランスの民主的文脈において発展し、家族重視の産児奨励措置を目指した優生主義実践である。

方法論としては、検討の対象となる時代の法的源泉——法文、法理論研究、判例、行政文書——が、明白に人種という言葉を使用している場合にのみ注目する。このような選択をすることにより、この単語が、法という特殊な言説の中で、二重の様相において何を意味するかが理解できるはずである。つまり一方でこの選択は、法律家が人種をその時々においてどのような意味で考慮したのか把握することを助けてくれる。また他方でこの選択は、同概念が法技術の言説の中で、いかに翻案されていたかを分析できるはずである。法の専門家たちは、この概念を法制度の中に導入するにあたり、それを機能させるために、どのような武器を使用してきたのだろうか。人種という単語を明白に使用している場合にのみに集中して検討することによって、この概念導入に伴う法的操作をよりよく感知し、特定できると考える。その目的は、人種が、法的言説と実践の操作的範疇となる時に何が起きたのかを見極め、法における人種化プロセスの際立った特徴を把握することである。

あらかじめ、法の言説が全く特別で特殊な地位にあることを強調しておくことが重要である。法技術と法の操作が、社会の現実の形成において生み出す効果に関する豊かな考察の中で、ヤ

ン・トマ Yan Thomas —— ローマ法制史家にして優れた思想家 —— は、法的言説の創造的役割を強調している。「言説のすべての審級の中で、法だけが、指し示す世界を生み出す審級であり続けている。それゆえに、法の言説は奇妙である。モリエールのになったり形而上学的になったりする語調において、徐々に言葉が細かく分析されていき、最終的には言葉が物であると信じるようになる。」と彼は言っている<sup>5)</sup>。法的言説の中心的、更には最も重要な役割は、人種の範疇を創造し、安定化し、固定化し、機能させることである。人種は、法的関係の規制と個人的権利の享有の配分において、新たな実質を獲得した。法の対象となることで、人種概念は、20 世紀のヨーロッパの諸社会において、ますます目に見える、生産的なものとなったのである<sup>6)</sup>。

## 2. 人種概念の法的言説への導入

法の唯一の主体という観念に基づく、ナポレオン以降の時代におけるヨーロッパ法は、理論上、個人的な差異を考慮せず、個人とは完全に無縁なものと考えられてきた。法的規範は、定義から、抽象的、普遍的、非個人的であろうとする<sup>7)</sup>。その結果、人種という概念は、原則として法の圏外に存在する。

すると、いかにして、またどのような道程を経て、人種が法の言説の中に地位を得ることができるのだろうか。法の言説と実践の中で、この概念はどのように変化していくのだろうか。人種という概念を法的概念にする際、法律家と立法者にとって、理論的あるいは科学的な参照枠組みはどのようなものであったのだろうか。

人種、法律家たちが関わるこの対象、彼らがもてあそぶこの言葉は、他の学問領域で並行的に形成され定義づけられた概念である。19 世紀後半からすでに、人類学、生物学、医学、精神医学がまず、その概念に内容を与えてきたが、明確に一義的な定義を与えるには至らなかった<sup>8)</sup>。法的関係の規制において人種を使用する際には、法の専門家たちは、これらの学問領域から恣意的に知識を引き出してきた。その結果、法律家と立法者は、二重に一貫性を欠き、絶えず進化中の対象を操作することになった。人種は、ある事象であり、現実存在するものとされているが、その定義は変化するものであり続け、法が、他の科学や知の領域と交差するところでしか内実を持ってこなかった。

1930 年代終わりのファシズム体制下のイタリアでは、1938 年 11 月 17 日の政令が、ファシストの人種政策の開始を示した。その政令名は「イタリア人種の保護のための措置」であった。そこでは、「イタリア人種」「アーリア人種」「ユダヤ人種」「その他の非アーリア人種」が法的範疇として設けられた<sup>9)</sup>。このような表現の法文への導入は、公布に先立つ数ヶ月の間に入念に準備された。1938 年 10 月 6 日から 7 日にかけての夜間に、ファシズム大評議会が開かれ、

「人種問題の緊急課題」について議論が交わされた。この会合の結果、「純粋なイタリア人種」の存在を認めた、かの有名な「人種に関する宣言」が発表された<sup>10)</sup>。

まずファシズム大評議会、ついで立法者たちが、「イタリア人種」という表現を作り、使用するに至った方法は実に興味深い。イタリアの人種政策は、1938年夏に内務省内に設置された「人口と人種総局」(Demorazza デモラッツァ)の研究に常に基づき、さらにはそこから着想を得た。デモラッツァがファシズム大評議会に宛てた通達は、どのような意味において「イタリア人種」という範疇が、法の言語と、その根拠となる理論の中に入り込んだのかについて把握することを助けてくれる<sup>11)</sup>。この表現は、イタリア国民に固有の性格が存在し、同時に生物学的、人類学的、文化的な性格が均質であることを示唆している。実際に、デモラッツァの言葉では、「イタリアに住む人々の全体が、共通にして独特の性格を持つ人種的集合を形成している。」となっている<sup>12)</sup>。「イタリア人種」という範疇の使用法は、少なくともローマ時代以来、イタリアの民族的構成要素が変わることなく存続しているという説を支持していた当時の人類学研究にその端を発する。その諸理論は、単にユダヤ人種だけでなく、アーリア人種や他の非アーリア人種とも異なるイタリア人種の特殊性が存在すると主張した。デモラッツァの通達は、明確に、人類学者セルジオ・セルジ Sergio Sergi の学説を参照している。『*Rivista di antropologia* (人類学雑誌)』の主幹であり、頭蓋学の専門家であるセルジの研究は「数世紀以来の、(イタリア)人種の変質なき存続」<sup>13)</sup>を証明しようと試みた。彼の発見は、イタリアの民族的構成要素は、あらゆる移民に耐え、混血により更に強まりすらしめたという考えを述べたものである。彼によれば、イタリアの血は、混血に際して、外国人の血を無力化し、自らの特徴をさらに強化する力を持つものとした。同様の展望において、デモラッツァの通達は、他の民族の影響がイタリア人種の根本的性格を変化させたことは一度もないことを証明した考古学者ロベルト・パリベーニ Roberto Paribeni の研究にも言及している。考古学者パオロ・オルシ Paolo Orsi によってシシリアで新石器時代の骸骨が発見されたことも、数世紀前からイタリア人の骨格は不変であるとの主張を助長し、セルジの理論を補強した。

ヨーロッパの植民地体験もまた、人種が法の言説に滑り込むのに同様のメカニズムが働いていたことを察知させてくれる。ヨーロッパ人と現地人との間の結婚によって生まれた人々の地位をどのように定義するかにおいて提起される法的問題が、このメカニズムの多くを解明してくれる。20世紀初頭の20年間、植民地帝国を築いたヨーロッパ諸国の大半が、「混血問題」に取り組まざるをえなかった。ブリュッセル国際植民地研究所は、2度の会合を開き、比較研究・多領域研究の展望のもと、混血児に与えるべき法的地位について議論を行った<sup>14)</sup>。市民と臣下の間の中間的な第三の地位を導入するという意見はまず退けられ、最も微妙な問題として提起されたのは、両親不詳で誕生した人々の法的地位の定義であった。実際に、これらの人々は、ヨーロッパ系の両親の子孫であるか、現地人の子孫であるか、ヨーロッパ人と現地人の国

際結婚の結果の子孫か、いずれの場合も考えられる。このように様々な可能性を想定した上で、これらの人々は、臣下（現地人）と見なされるべきなのか、それとも市民と見なされるべきなのだろうか、という議論が繰り返し行われた。

このようなヨーロッパの文脈に位置付けることによって、本稿が中心的に扱うフランスとイタリアの経験は、人種と法との出会いという特殊な性格を把握することを助けてくれる<sup>15)</sup>。イタリアと同様にフランスの場合もまた、純粋な現地人が、出生地主義による権利に基づいて、即座かつ容易な手段で市民権を得ることを避けるために、主として混血の証明を中心とする法的手続きを制定した。（フランスまたはイタリアの）市民権を獲得するために、法的に成立した親子関係を持たない混血児は、少なくとも両親の一方がヨーロッパ系であることを証明できなかったらならなかった。この解決策を支えていたのは、人種と混血が、——自然、社会、心理的<sup>16)</sup>——事象であり、法的手続きの際に証明の対象となりうるという信念である<sup>17)</sup>。20 世紀初めの 10 年間以降、民族的調査・鑑定の援用が、認知されていない混血児たちによる市民権獲得の法的手続きのために、ますます必要となった。民族的調査・鑑定に基づき裁判官たちは、市民権を求める原告が、ヨーロッパ系か現地人系かという出自に関する情報を与える可能性がある様々な要素を考慮し、評価したのである。

人種は、主として当時の人類学研究がもたらす内容を伴って、市民権と植民地法の言説の中に入り込んだ。パリ人類学会の人種、特に混血に関する研究は、「混血問題」を取り扱う仏伊の植民地法専門家たちにとって重要なものであり、しばしば参照されてきた。ロンブローゾ Lombroso、シルヴァ・テレス Silva Telles の研究も、最もよく引用される参考文献の中に入っている<sup>18)</sup>。

植民地状況における混血児の法的条件に関する条項、ならびに 1930・40 年代のヨーロッパの人種に関する法律は、特別法あるいは特例法を構成した<sup>19)</sup>。それらは、法律上の人格という原則から発想を得て、単一の主体という考えに基づく普通法を一時停止させた。主として人種の違いへの配慮に基づく権利の享有の差異を説明し、正当化する際に、当時の法律家たちは学術的著作の中で、これらの条項の持つ特別かつ例外的な性格を述べていた。特殊性は、植民地法の基盤そのものであった<sup>20)</sup>。

しかし、法的源泉において、人種という言葉は、あらゆる特例や特別制度以外に、両大戦間のヨーロッパ民主主義諸国の枠組みの中にもすでに存在していた。優生主義思想に着想を得て、国民の健康と純潔の保護を目指す法的措置が構想・指導されていたからである。多くの歴史叙述に関する研究（ヒストリオグラフィー）は、優生主義思想がフランスやイタリアなどいくつかの国の学术界と政界である程度の成功を収め、強い反響を得たことを示唆している。ただしそれらの国々は、イギリス、ベルギー、スウェーデン、ドイツなど欧州諸国のように、大規模に華々しく人種に関する措置を公布するには至らなかった<sup>21)</sup>。人口減少がフランスにとっての真



の災厄であると政治や医学のレトリックが知覚していた時期には、法に関わる知識は、人口の改善、保護、増加に関する懸念を<sup>22)</sup>極めて受け入れられやすかった。フランスでは衛生主義(hygiénisme)<sup>23)</sup>と密接に結びついた優生主義が支持され、「社会的な病」の増加阻止を目指す徹底的な介入が奨励された<sup>24)</sup>。悪徳を撲滅し、良き習俗を優遇し、ある場合には、外国人がフランスにもたらすものに制限を加えるといった介入である。目的としての人種が、すでに両大戦間におけるフランスの法の言説の中で、法的に保護される財産としての地位に格上げされたのである<sup>25)</sup>。

特に家族法がこの仕組みの中心にあり、さらに法律家の注目を集めた。フランス人という人種の擁護のために、ますます侵略的な態度が私生活に対して取られるようになり、そのために「家族の主権が国家の支配下に入る危険を冒した」<sup>26)</sup>。ポール・ビューロー Paul Bureau, エマニュエル・グノー Emmanuel Gounot, ジャック・ドゥブレ Jacques Doublet, ジョルジュ・ペルノー Georges Pernot<sup>27)</sup>のような大法律家が、家族の純潔と健康を後ろ盾に、産児奨励政策を求めて闘う民間市民組織——家族連盟または協会——の創立者や会長に就任した。理論研究もまた、結婚契約の必要条件の中に、事前の健康診断書を導入することを支持した。その目的は、心理的・肉体的に衰弱した個人、感染症や遺伝病を保有する個人の生殖を阻むことにあった<sup>28)</sup>。この提案が実現するのは、ヴィシー政権下においてのことになる<sup>29)</sup>が、それに先立つ1939年7月29日の政令・法律により公布されたフランスの家族と出生法典において、「家族の保護」に関する第二部第三章が「人種の保護」に当てられている<sup>30)</sup>。ポルノグラフィの使用や放蕩を推奨する「良俗の侵害」の弾圧、麻薬と認定される「有毒物質の密売」禁止、「アルコール中毒撲滅」などが、あらゆる肉体的、心理的、道徳的頹廃を阻止する方策の一部となった。この政令・法律の法文は、人口高等委員会(Haut Commissariat de la population)による研究と議論の到達点をなした。この機関は1939年2月にダラディエ Daladier 内閣により設置された閣僚評議会議長府の事務局に所属した。この委員会の中に、著名な法律家が入っていたのは事実である。フィリップ・セール Philippe Serre (パリの弁護士、法学博士)、ジョルジュ・ペルノー Georges Pernot (弁護士、法学博士)、フレデリック・ルージュール Frédéric Roujou (国務院調査官)。ジャック・ドゥブレ Jacques Doublet (国務院評議員)は、市民政策においてはジョルジュ・モロー Georges Mauro の理論に近い見解を持ち、同委員会秘書であった。ピエール・ラシーヌ Pierre Racine は、セールにより時折召喚され、法律的意见を求められた<sup>31)</sup>。第三共和制下の人口減少を巡る考察の究極の到達点を示したこの家族法典は、「素晴らしい出来事」として、幾人かの「当時の傑出した民法学者」によって賞賛された。民法学者たちは、最も評判の高い法律専門雑誌に、家族法典の詳細な研究を寄稿した<sup>32)</sup>。

こうして法律家と立法者は「人種の悪化要因」<sup>33)</sup>、「限られた家族の人種への悪しき影響」, 「人種の長所」<sup>34)</sup>, 「人種の価値」, 「人種の利益」<sup>35)</sup>, 「人種の保存」<sup>36)</sup>, 「人種にとっての危険」<sup>37)</sup>

について語っているが、「フランス人種」<sup>38)</sup>という言い方もしている。

この特殊な文脈において、法の言説における人種は、優生主義と衛生主義に近い医学的知との交流の中で定義された。フランス優生学会の研究や法医学年報の出版物が、法の専門家にとって、必ず参照しなければならない文献となった。アドルフ・ピナール Adolphe Pinard 教授の研究や提案と、医師たち —— ジョルジュ・シュレベール Georges Schreiber, アンリ・カザリス Henry Cazalis, およびリヨン大学医学部の教授陣<sup>39)</sup> —— の研究が、法に関する著作の中で最も多く引用されていた。法律家たちにとっての人種は、種 (espèce) の意味となり —— 実際に種という語は、しばしば人種の同義語として使われている ——, とりわけ健康、遺伝的要因、生殖を示唆した。その力、活力、堅牢さに賭けて、いかなる形の退廃も阻止しようとしたのである。家族法典公布に先立つ共和国大統領宛の報告書では、「健全な人種」<sup>40)</sup>という表現が使われた。人種という術語は、したがって「健康と呼ばれる祖先伝来の生物学的資本」<sup>41)</sup>を参照するものであった。

同一の文書の中で、人種という単語に時折、地理的起源や肉体的特徴を意味する限定辞がつけられていることもある。つまり、もはや単に種としての人種が語られているのではなく、フランス人種あるいは白人種が取り扱われているのである。ここでの人種は「フランスの真髄 (génie)」<sup>42)</sup>を典拠とし、人口減少や移民の流入増加による多くの毀損から保護されなければならないとされた。混血の強迫観念が現れる時、人種の混交が生み出す結果に関する研究が、法律家によって援用された。このようにして、ジョルジュ・パピヨー Georges Papillault の研究、パリ人類学派 (Ecole d'anthropologie de Paris) 会員の研究、対立する人種間の交配の結果、混血が精神に病的変質をきたすと主張するエドガール・ベリヨン Edgar Bérillon 博士の研究<sup>43)</sup>への言及が出現した。

両大戦間の衛生主義措置の枠組みと全く同様に、認知されていない混血児や、イタリアのユダヤ人排斥の法律の場合、人種概念は、法が他の学問領域と交わるところで定義された。人種は、他の知から部分的に借用した意味と価値を持って、法的言説の中に入って行った。そのような他領域の知に対して、当時の法律家たちは、ある程度の信頼性と堅牢な学術的根拠を与えていた —— あるいは与えるふりをしていた。

### 3. 法的言語における人種という語の政治的選択と変化

植民地政策や人種政策であれ、さらには両大戦間の産児奨励措置であれ、人種という語が法制度に入るとき、その内容の定義は、意図的な選択に応じて変化する。法の言説に人種が導入される際、法的な知やその生産の場の外にある理論、学説、研究からの決して無害ではない選択が必ず伴う。法律家と立法者は、それら選択のうちのいくつかを犠牲にし、別のいくつかを

重視したのである。別の言い方をすれば、彼らは人種という言葉を使う際に、ほぼ空の貝殻を操作し、政治・経済的利益に関与する様々な主体の意向に応じて変化する内容でそれを満たした。

ユダヤ人に課せられたファシストの法律の場合、立法者はその言説の中心に、「イタリア人種」の特殊性と、いかなる混血の場合でもイタリアの血が優越するという事実を置いている。このような主張——当時のいくつかの科学理論の入念な選択の成果である——のおかげで、ドイツの人種政策とは一線を画していることを示し、ユダヤ人対象の法律の採択決定においてもイタリア政府は完全に自立していることを強調できたのである。この選択は、実際に、1938年11月17日の政令によって採択された「ユダヤ人種に属する人」の定義に、直接の影響を及ぼした。

この政令の第8条は、ユダヤ人種に双方とも属する両親から生まれた人間が、ユダヤ人種であると定義している。ニュルンベルク法の第五段落とは異なり<sup>44)</sup>、人種上の帰属を決定するために、イタリアの法文は祖父母よりも、一親等の尊属を考慮し、「たとえ異なる宗教に属していても、ユダヤ人種に属する両親から生まれた」<sup>45)</sup>者を「ユダヤ人種である」としている。イタリアとドイツの法的定義が最も異なるのは、主として、イタリア国民とユダヤ人種のイタリア国民との間の混合結婚から生まれた人に関してである。ドイツの法律が第三の範疇、すなわち *jüdische Mischlinge* (ユダヤ系混血) を導入している一方、イタリアの政令は、中間的な範疇への一切の援用を避けた。イタリアのユダヤ人排斥法の枠組みにおいては、イタリア人種への帰属とユダヤ人種への帰属の間に、いかなる別の選択肢も存在しなかったのである。第8条は実際に、混合結婚により生まれた人は、いくつかの条件のもとで<sup>46)</sup>完全なユダヤ人種と見なされると規定している。このような法的定義の根拠と理論的基盤になっているのは、イタリアの血には特別な性質があり、いかなる人種の交配においても外来の血に勝る力があるとする既存の学術的な知識である。ドイツの法的定義を入念に検討した後、デモラツァは、明白に「イタリアの血の人種的優位性」に基づいて、混血ユダヤ人の可能性を最終的に排除した<sup>47)</sup>。

ヨーロッパの海外領土における非認知混血児の地位規制をめぐる議論を検討しても、ほぼ同様の結論に至ることができる。フランスとイタリアのいくつかの海外領土向けに1928年から交付された政令では、両親の一方あるいは双方が不詳のまま誕生した人も、両親の少なくとも一方が「ヨーロッパ人種」か、「ヨーロッパ出身」、さらには「白人種」であることを証明できれば、市民権を獲得できると規定されている。どの領土向けの法的文書であるかにより、選ばれる表現は変化する<sup>48)</sup>。

人種概念の内容は、ここでは主として、当時の人類学者、心理学者、民族学者の研究から引き出されている。彼らは、性格の決定における最も重要な役割は教育と環境にあるとし、混血による人間の墮落は存在しないと主張していた。法律家たちは、混血児の特徴、気質、人格が



極めて多様であることを強調する研究や、実践を通じて様々な人種に固有な性格に具体的に的を絞り、そこから混血の存在を把握できるような研究を——あるいはその研究の一部を——選択している。混血に関する研究がこのような学派を参照したことによって、植民地法の専門家と立法者は、混血児はかなり容易に同化する能力を持ち、ヨーロッパの環境の中で自分の場所を見つけられると主張することができた。法的観点からすると、その結果、現地人とヨーロッパ人との中間の範疇は存在しないことになる。そのような範疇は、植民地政策にとって無用で、有害なものとなりかねない。従って、非認知混血児をフランス国民あるいはイタリア国民にするという決定は、科学的基盤と、主として当時の人類学のあるひとつの学派が作った人種概念に基づいたものである。

その上で、混血児が西洋社会で自分の居場所を見つける能力に教育が重要な影響を及ぼす可能性を考え、立法者と法の専門家たちは、混血児の市民権獲得を容易にするための、特別な法的手続きを制定することにした。市民権を請求する原告の人種上の出自を調査・鑑定によって特定することを目指したこの法的手続きは、フランスの場合もイタリアの場合も、まず判例を通じて作られていった。人種の混合を特定し、ある程度の正確さで少なくとも市民権請求者の両親の一人がヨーロッパ人種であることを確かめる裁判官にとっての技術的基礎が、人類学者によるフィールド研究であった。

とはいえ 20 世紀初頭の 30 年間の学术界を見渡すと、異人種間混交の結婚から誕生する人間の心理・肉体的頹廃を主張した理論がなかったわけではない。フランスでは、混血の結果がもたらす道徳的・精神的危険に関するベリヨン Bérillon の研究に、幾人かの植民地法の専門家や、人種の保護をめざす産児奨励・家族重視措置の信奉者が言及している<sup>49)</sup>。これらの理論は、いかなる混合結婚も禁止し、異なる人種間の結婚から個人が誕生することを阻止し、さらには移民政策に歯止めをかけることを目的とする法的理論の周縁で触れられることはあっても、第三共和制の法の枠組みの中で、具体的に直接適用されたことはなかった。海外領土の混血児の法的条件規制に際して、断固として傍に置かれた頹廃に関するこれらの研究は、1930 年代の産児奨励・家族重視の法的措置の根拠とされた知の一部にもならなかった。従って、1939 年の家族法典出版に先立ち共和国大統領に当てられた報告書では、移民問題と、外国人のフランス人の遺伝子的遺産への寄与に明らかに言及しながら、「欠落」があることが指摘されているのは偶然ではない。「おそらく、大統領にご承認いただくべく今回提出した政令は、完璧には程遠いでしょう。重要な条項が欠けています。外国人についての指示がないことを指摘できるでしょう。」<sup>50)</sup>

非認知混血児の法的地位に関するイタリアの植民地法の場合は、1) 人種概念に持たせる内容の選択、2) 法的技術の観点から到達すべき結果、3) 追及されている政治目的という三者のあいだに緊密な繋がりが存在していたことを示す、特に際立った例である。1936 年、エチ

オピア征服と、イタリア領東アフリカ帝国（AOI）の設立後<sup>51)</sup>、ファシズム内閣は法的に制定された親子関係を持たない混血児の法的条件の規制に関して、急転換を行った。国家主導の人種差別に向かったファシスト立法者は、イタリア人の親から認知されていないイタリア・アフリカ混血児を臣下に分類し、市民権を獲得するいかなる可能性も与えないことを決定したのである。AOIを構成する領土の法的・行政的組織を定めた新たな政令には、これらの人がイタリアの市民権を獲得する可能性は盛り込まれず、市民権が得られるのは、両親双方が「白人種」<sup>52)</sup>である卑属に限られることになった。この時から、「混血問題」に取り組む植民地法の専門家たちは、人種混交の悪しき結果の方を選び、混血の結果生まれた個人の悪化した性格を強調するような科学者の研究を参照する傾向を持つようになった。その一人が、精神医学者レオーネ・フランツィ Leone Franzini である。彼は、1938年に起草された人種という概念の科学的性格を断定した「ファシズムと人種の問題」という宣言に署名した10名のうちの一人であった<sup>53)</sup>。

#### 4. 法における人種、身体的次元の参照

法の言説における人種への参照から、もう一つ重要な考察が引き出される。人種を持ち出すことは、法律家が個人の身体という次元をさらに注目し始めた兆候であることが、これから分析するケースによって明らかになる。ナポレオン期以降の民法学者は、身体的次元を法の外に置いておくように入念な努力をしていた<sup>54)</sup>。しかし健康、血、肌の色、顔立ち、精神状態、気質、服装が、法律家と立法者の注意を引くようになり、彼らはそれらの要素によって、民族や社会集団を人種の側面から特徴付けるようになったのである。広義における身体——象徴的、文化的、生物学的、心理的次元を同時に考慮する——を、また身体の多様な用法の中で考察すると、暗黙裡に、または明白に、身体が人種化の法的行為の責任の中心に位置づけられていたことがわかる。

1930-40年代のユダヤ人排斥の法律の中で、身体的次元は、ユダヤ人に課せられた政令準備の源泉となった。デモラッツァの資料はイタリア人の肉体的、精神的特徴を述べ、イタリア人種は、「顔立ちの美的調和」「戦闘的精神」「気まぐれ」「抽象的また具体的論理思考に向かう態度」「芸術的気質」を特徴とした<sup>55)</sup>。

両大戦間の産児奨励・家族重視の法的言説や措置についても同様に、生物学的機能を十全に備えた健全な身体が、その中心軸に据えられた。「社会病」「家族病」「体質病」「性病」「感染病」「神経・精神病」が強迫観念として繰り返し現れ、これらの言説や、1939年の家族法典採択に先立つ議論や研究を裏付けていた。

身体的次元への参照が、目立つがゆえにより華々しく現れたのは、非認知混血児の法的条件

規制の場合であった。それはフランスとイタリアの海外領土に関してであるが、さらにはより一般化したやり方でヨーロッパ全土に関わり<sup>56)</sup>、市民権請求者の身体の「断片」が、法的手続き全体の一部分となった。この点に関して通常の規則——この場合は親子関係の規則——に従わず、主として調査・鑑定に基づいた肉体的特徴が、混血の証明（あるいは、当時の源泉で使用された様々な表現によれば、「人種の証明」）のために使われた<sup>57)</sup>。肉体的特徴、肌の色、衣服、家の維持管理法、フランス語の話し方、教育が、法的地位の定義の前提条件となった。

フランス帝国における身体的要素への注目は、19 世紀末に起きた間接的に市民権の問題に関わる何件かの裁判事件においてすでに存在していた。「生活習慣」<sup>58)</sup>「類型、風俗、衣服、宗教」<sup>59)</sup>が個人の出自に関して裁判官に有益な情報を与えるとされたが、「民族学の規則は、法の厳密な規則には屈しなければならない」<sup>60)</sup>という原則を優越させた。19 世紀末から 20 世紀初頭の 10 年間の間、海外領に赴任した裁判官は、人種化された身体を、両親不詳で誕生した人の地位決定に役立つ参照対象であると知覚していたが、かといってそれを裁判手続きの中で使用するには至らなかった。「1889 年の国籍に関する法律を海外領土で施行するために、1897 年 2 月 7 日に公布された政令」<sup>61)</sup>の第 1 条と第 17 条を組み合わせることで解釈することにより、裁判官は親子関係が法的に決定されていない人は、むしろ現地人に分類すべきであると考えていた。

アフリカのイタリア領では、1909 年に公布されたエリトリアのための民法典が、その第 7 条において、両親不詳で生まれた人の場合の地位を規定した。そこでは「肉体的特徴」と「その他の指標」が、混血児の地位を決定する助けとなりうる要素として明記された。形式上の欠陥<sup>62)</sup>を理由に、発効することはなかったが、この条項はアフリカのフランス植民地における行政・司法の実践に影響を与えた。しかし、判例の一部は、現地人は現地人に関する特別法によって支配されなければならないと規定した 1912 年の市民権に関する法律<sup>63)</sup>の厳密な適用へと傾いた。このため法的に決定されたいかなる親子関係も持たない人は、現地人の範疇に分類された。

1920 年代から、人種的な含意を持つ身体が、非認知混血児の市民権獲得の裁判事件に出現するようになった。マジヤンガ第一審裁判所の 1928 年 12 月 11 日の判決<sup>64)</sup>には、新しい手続きが様々な段階を経て展開し、多様な証明をしながら身体的特徴を法の言説に統合していく様子が明らかに示されている。ガブリエル・アントワヌ・サマ Gabriel Antoine Samat ——ヨーロッパ系の不詳の父親を持つと主張している——が、フランスの市民権を享有できるかどうかについて判断すべく訴えを受けた裁判所は、最終判決前に一次判決を出し、裁判官が肉体的特徴とフランス語の話し方を評価するために、原告の出頭を命じた。同時に裁判所は、民族に関する鑑定を行うことを医師に求め、検察当局には、本人がフランス人の教育、気質、生活様式を有しているかを判断するための調査を行うよう命じた。この鑑定と調査の結果に基づ

き、ガブリエル・アントワヌ・サマは市民権獲得を認められ、フランスの戸籍簿に登録された。

人種化された身体を中心に据えた手続き制定に関して、フランスとイタリアの海外領土には、かなりの類似性が存在している。とはいえ、アフリカにおけるイタリアの裁判所の決定では、人類学的な専門判定の要因が、中心的な地位を占めていたようである。1932年、エリトリア裁判所は、7歳のガヴィノ・マメリ Gavino Mameli にイタリアの市民権を付与するという判決を下した。この子は、有名な現地人女性アダネーゼ・ガレマスカル Adanese Garemascal と、「ヨーロッパ人種」であるとされた男性との間に生まれた。1930年代の「通例」に従い、医学証明書と「直接検査」に基づき、判事は主として肉体的与件を使って、ガヴィノ・マメリが「混血児の全ての特徴」を有し、イタリア国民の一人であると認定した<sup>65)</sup>。

市民権を求める原告の出自を決定するために様々な身体的特徴に与えられた重要性は、実際には、同じ帝国内でも領土により、また同じ領土内でも裁判所により異なった。しかし、全般的に見ると、フランス帝国の枠組み内では、裁判官が採択した要素は多様であり、人種化された身体のイメージは肉体的なもの、生物学的なもの、文化的なものを合わせたものであった。これに対して、イタリア国民の範疇への帰属は、原告の顔立ちと肌の色を基盤にして与えられたと指摘することができる。主として海外領土のフランスの裁判所の決定において使われた「生活様式」「気質」「教育」への言及は、具体的には、性格の特徴と知的態度、言語、服装、あらゆる種類のふるまい、法律、消費（食料、調味料、衣服、建物）を意味していた。調査によって把握されるこれらの要素が、現地人共同体か、ヨーロッパ共同体か、いずれかへの帰属を人種的に含意する指標となるという確信がそこには存在していた<sup>66)</sup>。

「生活様式」、「ヨーロッパ式生活」、「現地人式の生活」、「気質」、「教育」などの表現の内容と意味をより厳密に捉えるためには、同様に、いくつかのフランス植民地における現地人のフランス市民権獲得の行政手続きを検討しなければならない。19世紀末から、一連の政令によって、現地人がフランス人の地位を享有できる可能性が導入された。本国での政令に基づく帰化手続きに近い手続きを踏む必要があったが、そこでも調査が、決定に関わる最も重要な要因となった<sup>67)</sup>。調査の内容は、しばしば要点ごとに、植民地総督の通達によって詳細に定められた。例えばマダガスカルの場合、その後オガニウール Augagneur 総督の通達の内容に含まれた1909年3月3日の政令が、地方の首長とセルクル（cercle 訳注、1895年から1940年までアフリカのフランス植民地の最小行政単位）の行政官に対して、調査の際に把握すべき要素を厳密に規定した<sup>68)</sup>。当時の行政官にとってのヨーロッパ式の生活とは、家を整備し維持管理する方法、服装の選び方、フランス語の能力に同時に具体的に現れていることを調査報告書が明らかにしている。現地校またはヨーロッパ系の学校で行われる教育が、これらの要素に対して大きな影響力を持ち、従って、恒久的な変化をもたらす可能性があった。気質あるいは精神状態は、む

しろ、思考法、知的能力、原告の世界観を指していた<sup>69)</sup>。非認知混血児のフランスの市民権獲得のための裁判手続きの枠組みの中で共和国検事が行った調査は、行政調査にかなり類似していた。それには当然の理由がある。行政と裁判所との境界が通過可能であり、植民地状況における諸機関の機能の中で権力争いがしばしば起きていたからである<sup>70)</sup>。管轄の分担維持が困難であったために、技術、範疇、特殊な手続き、証拠要素が、行政から裁判へと容易に移転された。

類似した状況が、東アフリカのイタリア植民地でも見られた。そこでも、両親不詳で生まれた人の法的境遇を定義する際に、判事や立法者が注目した要素は、当時の行政における実践と緊密な関係にあった。20 世紀初頭から現地の民族を分類した際や、現地人とイタリア人の結婚から生まれたと見られる人の行政上の地位を規制した際には、行政官は肌の色や肉体的特徴を大幅に参照した<sup>71)</sup>。人種的に意味付けられた身体が、市民の帰属に関する裁判における実践に入ってきたのは、かなりの部分、このような行政と裁判との間に明確な区分がなかったためである。

1928 年から、フランスの市民権獲得は、法律によって規制され、一連の政令が、フランス植民地における非認知「混血児の地位」を定めた。同様の法律による解決策が、1933 年にイタリア領西アフリカについても採択された<sup>72)</sup>。いずれの場合にも、判例によって設定され、人種化された身体を中心軸とする調査・民族鑑定に基づいた裁判手続きを、立法者たちは事後承認し、有効なものとしたのである。

フランス・イタリアの市民権獲得に関する法の言説と実践の中では、原告の身体が答えを与え、それが事実に関わるものであるが故に、反駁の余地がないと裁判官たちは考えていた。身体がもたらす答えがあるお陰で、そのルーツが解明され、法律的に確定した親子関係が全く存在しない場合でも、ヨーロッパ人と血縁関係があるという事実は忘れ去られることはなかった。ある民族に固有であると考えられる身体的特徴を参照することで、ある共同体や集団——この場合は市民の共同体——に、その肉体的、心理的、文化的均質性を基に、帰属を考えることができた。身体検査により可視化された個人的差異が、権利の享有の前提条件となり、同じ法の規則の支配下にある共同体に帰属するとされている個人間に共通する出自を参照するのである。

## 5. 血統主義（*ius sanguinis*）の基準の台頭と「系統原則」の肯定

20 世紀ヨーロッパの法制度において、人種という範疇の導入に伴い血統主義（*ius sanguinis*）が強化された。人種は、法の言語で変貌を加えられ、単なる血統の問題となった<sup>74)</sup>。このようにして、血統主義が、同じ権利と義務を持つ人々の共同体への帰属決定のために優先的な法的



基準となったのである。

1930・40年代のユダヤ人排斥の法律の場合——イタリアやナチス・ドイツであっても、ユダヤ人を対象とする措置を採択した他のヨーロッパ諸国であっても——，ユダヤ人種であると定義された人は、ユダヤ人の子どもか甥姪である。また、ファシズムに近く、人種主義的な法の改良研究に取り組んだイタリアの法律家たちは、「血の系譜原則」を貴族の原則と緊密な関係に位置付け、その理論化を始めることを躊躇しなかった<sup>75)</sup>。イタリアの植民地法の専門家たちは、権利の享有に関するピラミッド構成を考案した。それは海外領土とイタリア本国の住民を同時に含むものであり、血統の基準を主な基盤とした<sup>76)</sup>。

混血児の法的地位決定の場合、人種的な意味を含む要素——心理的、肉体的、文化的要素——を参照することで、血のつながりに基づく法的に確立した親子関係の不在を補った。この方法によって、ヨーロッパ系の人とのつながり（少なくとも、推定されるつながり）を証明できるとしたのである<sup>77)</sup>。植民地で誕生しただけでは、もはや国民の地位を得るには十分な条件ではなくなり、血統主義が上回って、適用されたのである。

血の神話が、20世紀前半の法律家たちの空想を支配した。ヨーロッパの法制度の中で、卓越した地位を得た血のつながりは、両大戦間にその地位をより高くし、公法にも私法にも影響を与えた。混血児に対する市民権付与の枠組みで出生地主義の原則が肯定されたことは、親子関係に関する法の策定や規制において、徐々に生物学的次元が重視されていったことと無縁ではない。親子関係のつながりは、私法の枠内では人の身分の指標であるが、公法においては、国民への帰属を規定する第一の指標でもある。そのためにこのパラメーターにどれほどの重要性が与えられているかが、ある時代における、国家と個人のつながりを構想する方法を示す主要かつ貴重な指標となった。親子関係の法と国家への帰属の関連は、現代においても別の姿に隠れてはいても存在し続けている<sup>78)</sup>。

19世紀末から第二次世界大戦の終結までの間、人種の保護を中心に展開した産児奨励・援助政策とともに、新しい家族観が形作られ、徐々に、とりわけ両大戦間に強化された<sup>79)</sup>。親子関係に関する法の規制は、緩慢であり意味がない変化を遂げたが、それでも「父無し子」の権利を巡る革命的な議論を決着させるに至った<sup>80)</sup>。すなわち、フランスでは1912年に、イタリアでは1942年に父親特定調査の可能性が導入され、親子関係の生物学的次元がさらに注目される道が開かれたのである<sup>81)</sup>。

フランス法の枠内で、実際に父子関係認定が導入されたのは、1900年にラントシュタイナー Landsteiner が血液型を発見したのとはほぼ同時期であった。1930年代半ばに、民法典340条が規定した手続きによって、血液型に基づく証明を導入する可能性に関して、法理論と判例の双方で長い議論が始まった<sup>82)</sup>。その後、法の言説は、親子関係の「生物学的真実」を重視するようになった。「生物学的真実」には、血液の科学的組成が書き込まれており、証明手続き

に導入された鑑定によって検知することができるとされた<sup>83)</sup>。生物学的次元を重視する判例の傾向は、1940 年代直前に決定的な方法で最終的に確立されることとなった。

血への注目、血統主義の台頭、人種という概念の使用の三者間の見えないつながりは、究極的な事件によって明確に浮かび上がった。ロメ第一審裁判所の次の判決は、特に衝撃的であった。現場に必要な技術手段がなく、血液型検査が行えない場合、原告は、民族鑑定に適切な要素として肌の色を持ち出すのである<sup>84)</sup>。

人種という概念が法の一部となる時、ある規範的な範疇に属することができるかどうか、ある一定の個人集団または国民に固有であるとみなされる遺伝的特徴を持つという出自にかわる機能を果たすようになった。人種を援用することで、法の言説は、権利の享有を本質化した。ところが、血統主義原則の強硬さの度合いは、ある特殊な歴史的文脈において働く機関・制度の主体が期待する目的（政治的、経済的、社会的）に応じて、変化する。この原則は、宗教や教育などの他の基準を援用することによって、緩和される場合もあった。これを示したのが、混合結婚によって生まれたユダヤ人に関するイタリアの法律のケースや、ヨーロッパ人と現地人との結婚から生まれた混血児のケースである。

遺伝的特徴は、どこまで消えないものとして考えることができるだろうか。この議論に関して、法律家たちも無関心ではいらなかった。何人かの植民地法の専門家たちは、現地人のフランスまたはイタリアの市民権獲得について検討する際に、本当の血のつながりによる出自は、徹底かつ決定的に消すことは絶対にできないと考える傾向を示している。1930 年代初めに提出された法学論文の著者は、安南人に国民の権利を付与することの影響について疑問を提起し、次の注解を示した。

「確かに、理論上は、国民の権利を付与することは同化措置であるから、この同化は完全でなければならないことには、疑いはない。しかし、経験から示されていることは、新たに国民となった者のうちの幾人かは、全てにおいて全くフランス人のように生きられるが、他の多数は純粹に安南人の風俗習慣を保ち続けていることだ。その性格や、生き方においては、祖先伝来の規則に従い続ける。このような永続性に驚くものはいないだろう。」<sup>85)</sup>

## 6. 結 論

人文・社会科学研究の枠組みの中で、人種化の操作に関する過去の使用法と現在の復活を新たな視点から問う際に、人種概念と法の関係について、その特殊性ならびに法の言説と実践における固有の手段に焦点を絞った歴史研究が不可欠である。

ここで分析した 20 世紀前半の人種の法的経験から、いかなる力学が働いて来たかを把握することができる。また、新たな考察の道筋が明確に開かれるものであり、このような研究なし

には、その道筋は多かれ少なかれ垣間見られるだけにとどまる危険性がある。人種という概念の法的使用法の分析は、境界が完全に透過不可能ではないため、様々なヨーロッパ諸国の衛生主義、全体主義、植民地政策と絶対に区別して行うことはできない。異なる空間や、異なる時代における制度・機関の間の往来や循環を考慮に入れなければならない。人種化のプロセスは、本国と植民地における双方の法曹界が交わるところで作り出された範疇や操作を用いて成立してきたからである<sup>86)</sup>。

このような展望に立ち、人種概念の使用法に関する法制史によって明らかになったのは、法律家や立法者が人種概念に与える内容と意味は、他の学問領域との絶えざる交渉のうちに作り上げられてきたことである。内容の選択が、到達すべき目標の機能であるからだ。また、人種の法的使用は、精神・肉体的健康に関してであれ、肉体的、道徳・精神的、文化的特徴に関してであれ、暗黙あるいは明白に身体を必ず参照しつつ行われた。結局明らかになることは、法における人種化のプロセスが、個人的差異（肉体的、精神的、文化的）が最も重要な参照対象となる度に働き始めることである。個人的差異は、伝達可能とされ続けてはいても、権利の享有へのアクセスや、より全体主義的方法で一定の共同体への帰属を決定する際の本質的な要素となり、そこから血統主義が重視されることとなった。

人種の範疇の使用法の法制史を見ることで、現在の法制度の枠内で血統主義がいかなる方法であれ、強化されていることに対し、高度の警戒を払うべきであると指摘できる。直接に人種や民族が参照されていない場合でも同様である。また、人種の法制史は、ある歴史の文脈において、制度・機関と、学問・知が織りなすつながりについて、重要な情報を提供してくれる。法律家と立法者が人種という言葉に持たせた意味は、時代や、政治的、経済的、社会的利益にに応じて変化してきた。制度・機関がどのような学問や知を選択するかという課題も検討に値するであろう。人種が、法へと移行したことによって科学や知にもたらした影響についても、その正当化、基盤、学術的性格の有効化という視点から検討することを忘れてはならない。

人種に関する法の力動性は、21世紀ヨーロッパの法における言説や実践においても、なんら現代性を失っていない<sup>87)</sup>。

#### 註

- 1) 当時の源泉から引用する人種という単語は、括弧に入れないこととする。原住民、ユダヤ人、アーリア人、混血など、人種的な基準に基づき、民族や個人を指すのに使われる表現についても同様に、括弧をつけない。
- 2) 10年足らずの間に、ユダヤ人を対象とする法律が、ドイツ、オーストリア、ポーランド、イタリア、ルーマニアで公布された。この点に関しては、この問題の古典である書籍を参照。R. Hilberg, *The destruction of European Jews*, New-York-London, Holmes and Meier Publishers,

1961

- 3) 当論文で取り扱う国々（イタリア、フランス、若干部分ドイツ）に関する、最新の法制史研究についてのみ、書誌を示す。E. De Cristofaro, *Codice de lla persecuzione. I giuristi e il razzismo nei regimi nazista e fascista*, Torino, Giappichelli, 2009; S. Falconieri, *La legge della razza. Strategie e luoghi del discorso giuridico italiano*, Bologna, Il Mulino, 2009; S. Gentile, *Le leggi razziali. Scienza giuridica, norme, circolari*, Milano, EduCatt, 2009; Id., *La legalità del male. L'offensiva mussoliniana contro gli ebrei nella prospettiva storico-giuridica (1938-1945)*, Torino, Giappichelli, 2013; M. Bonmassar, *Razza e diritto nell'esperienza coloniale italiana*, Roma, Sensibili alle foglie, 2012; R. Staudinger, *Rassenrecht und Rassenstaat: die natinalsozialistische Vision eines « biologischen totalen Staates »*, Wattens, Berenkamp, 1999; *Le genre humain*, n. 30-31 (1996): *Le droit antisémite de Vichy*. D. Gros 編
- 4) D. Fassin (編), *Les nouvelles frontières de la société française*, Paris, La Découverte, 2010.
- 5) Y. Thomas, « Le droit entre les mots et les choses. Rhétorique et jurisprudence à Rome », in *Archives de philosophie du droit*, 1986, pp. 93-114, 引用部分 p. 93.
- 6) この点については、拙論を参照いただきたい。S. Falconieri, « Razzismo e antisemitismo. Percorsi della storiografia giuridica italiana », in *Studi storici*, 1 (2014), pp. 155-168. またフランスの人種主義と植民地主義を網羅的に扱った日本語著作として、海原峻『ヨーロッパがみた日本・アジア・アフリカ』（梨の木舎 2003 年）を参照。
- 7) 法の言説における個人的差異の考慮に関しては、特に以下を参照。G. Alpa, *Status e capacità: la costruzione giuridica delle differenze individuali*, Roma-Bari, Laterza, 1993; D. Lochak, *Le droit et le paradoxe de l'universalité*, Paris, PUR, 2010.
- 8) 上述の学術分野における人種に関する研究の発展については、参考書誌の言及に留める。C. Blanckaert, *De la race à l'évolution. Paul Broca et l'anthropologie française (1850-1900)*, Paris, L'Harmattan, 2009; C. Pogliano, *L'ossessione della razza. Antropologia e genetica nel XX secolo*, Pisa, Scuola Normale Superiore, 2005; C.-O. Doron, « Race et médecine: une vieille histoire », in *Médecine/Sciences*, n. 10, 2013, pp. 918-922; G. Bechtel, *Délires racistes et savants fous*, Paris, Plon, 2002.
- 9) R.D.L. 17 novembre 1938, n. 1728, *Provvedimenti per la Difesa della razza italiana*, in *Gazzetta ufficiale del Regno d'Italia*, n. 264, 19 novembre 1938, pp. 4794-4799. イタリアの小学校におけるユダヤ人の在学だけを取り扱った最初の政令において、すでに「ユダヤ人種」という範疇が導入されていた。R.D.L. 5 settembre 1938, *Provvedimenti per la difesa della razza nella scuola fascista*. 詳細については、S. Falconieri, *La legge della razza*, cit.を参照のこと。
- 10) *Dichiarazione sulla razza*, in R. De Felice, *Storia degli ebrei italiani sotto il fascismo*, Torino, Einaudi, 1993
- 11) Archivio Centrale dello Stato di RomaACS), Ministero dell'InternoMI), Direzione Generale per la Demografia e per la Razza (Demorazza), Affari generali, b. 1, fasc. 1, sfasc. 1, Commenti alle questioni sulla razza.
- 12) ACS, MI, DGDR, Affari Generali, b.1, fasc 1. sfasc. 1, Relazioni per il Gran Consiglio del Fascismo.
- 13) 同上
- 14) « Discussion de la question des métis et de l'attitude des gouvernements à leur égard », Institut Colonial International. *Compte-rendu de la session tenue à Brunswick les 20, 21 et 22 Avril 1911*,

- Bruxelles, Bibliothèque coloniale internationale, 1911, pp. 299-325 ; « La question des métis aux colonies, dans Rapport préliminaires. Session de Bruxelles de 1923, Bruxelles, Institut Colonial International, 1923, pp. 5-132.
- 15) 「人種の証明」の導入と「混血」に関しては、特に E. Saada, *Les enfants de la colonie. Les métis de l'empire français entre sujétion et citoyenneté*, Paris, La Découverte, 2007 ; V. Tisseau, *Être métis en Imerina (Madagascar) aux XIXe-XXe siècles*, Paris, Karthala, 2017 ; G. Barrera, « Patrilinearità, razza e identità : l'educazione degli italo-eritrei durante il colonialismo italiano », in *Quaderni storici*, 1 (2002), pp. 21-53 ; B. Sorgoni, *Parole e corpi. Antropologia, discorso giuridico e politiche sessuali interrazziali nella colonia Eritrea (1890-1941)*, Napoli, Liguori, 1998. 法的側面については B. Durand, et E. Gasparini (dir.), *Le juge et l'outre-mer*, tome III : *Médée ou les impératifs du choix*, Lille 2007 (articles de S. Baudens, F. Renucci et V. Fortier). 法制史研究電子雑誌 Clio@themis. に掲載された以下の論文を参照のこと。S. Falconieri, « Les juristes d'outre-mer entre orientalisme et anthropologie. « Étrangers assimilés aux indigènes » « métis » dans le façonnage de l'ordre colonial (XIXe-XXe siècles », 4 (2011) : <https://www.cliothemis.com/Les-juristes-d-outre-mer-entre> ; Id., « Le Penant et le Dareste face au statut juridique des enfants nés de parents inconnus. Une étude comparative (1891-1946) », 12 (2017) : <https://www.cliothemis.com/Le-Penant-et-le-Dareste-face-au> ; Id., « Droit colonial et anthropologie. Expertises ethniques, enquêtes et études raciales dans l'outre-mer français (Fin du XIXe siècle-1946) », 15 (2019) : <https://www.cliothemis.com/Droit-colonial-et-anthropologie>.
- 16) 「自然事象」であると語る法律家もいれば、むしろ「社会的事象」とする法律家もある。H. Solus, Note à l'arrêt de la Cour d'appel d'Indochine, 12 novembre 1926, Procureur général c. Victor dit Lisier dit Barbiaux, Recueil Sirey, 1927, pp. 129-131 ; H. Sambuc, « De la condition légale des enfants nés en Indochine de père français et de mère indigène », Recueil Dareste, 1914, pp. 1-12 ; Ph. Gossard, *Études sur le métissage principalement en A.O.F.*, Paris, Les Presses Modernes, 1934, pp. 17 ss. ; intervention d'A. Girault à la « Discussion de la question des métis et de l'attitude des gouvernements à leur égard », dans Institut Colonial International. Compte-rendu de la session tenue à Brunswick les 20, 21 et 22 Avril 1911, Bruxelles, Bibliothèque coloniale internationale, 1911, pp. 299-325.
- 17) H. Solus, Note à l'arrêt de la Cour d'appel d'Indochine, 12 novembre 1926, Procureur général c. Victor dit Lisier dit Barbiaux, Recueil Sirey, 1927, pp. 129-131 ; H. Sambuc, « De la condition légale des enfants nés en Indochine de père français et de mère indigène », Recueil Dareste, 1914, pp. 1-12 ; Ph. Gossard, *Études sur le métissage principalement en A.O.F.*, Thèse pour le doctorat, Paris, Les Presses Modernes, 1934 ; E. Cucinotta, « La prova della razza », *Rivista delle colonie italiane*, n. 9, 1934, pp. 743-751.
- 18) H. Sambuc, « Les métis franco-annamites en Indochine », *Revue du Pacifique*, n. 4, 1931 et n. 5, 1931, pp. 194-209 et 256-272. En particulier, parmi les travaux cités par les juristes de l'époque : V. -T. Holbé, « Métis en Cochinchine », *Revue anthropologique*, 24e année, 1914, pp. 281-293 et « Métis de Cochinchine », *Revue anthropologique*, 26e année, 1916, pp. 449-466 ; « Questionnaire de la Société d'anthropologie de Paris sur les métis » et « Réponses au questionnaire. Gouvernement général de l'Afrique Occidentale Française », *Revue anthropologique*, 22e année, 1912, pp. 345-348 et pp. 349-406 ; E. Cucinotta, « La prova della razza », in « *Rivista delle colonie italiane* », 9 (1934),



pp. 743-751.

- 19) L. Nuzzo, « La colonia come eccezione. Un'ipotesi di transfert », in *Rechtsgeschichte*, 8 (2006), pp. 52-58; G. D'Amico, *Quando l'eccezione diventa norma : la reintegrazione degli ebrei nell'Italia post-fascista*, Torino, Bollati Boringhieri, 2006.
- 20) 例として、植民地法に関しては A. Girault, *Principes de colonisation et de législation coloniale*, Paris, R. Larose Editeur, 1895; J.-C. P. Rougier, *Précis de législation et d'économie coloniale*, Paris, L. Larose éditeur, 1895; P. Dislère, *Traité de législation coloniale*, Paris, Librairie administrative Paul Dupont, 1914 (4e édition, 1re édition 1886), 2 tomes; É. Antonelli, *Manuel de législation coloniale*, Paris, PUF, 1925; H. Solus, *Traité de la condition des indigènes en droit privé. Colonies et pays de protectorat (non compris l'Afrique du Nord) et pays sous mandat*, Paris, Sirey, 1927; L. Rolland et P. Lampué, *Précis de législation coloniale (Colonies, Algérie, Protectorats, Pays sous mandat)*, Paris, Librairie Dalloz, 1931 1re édition, 1940 3e édition; E. Cucinotta, *Istituzioni di diritto coloniale italiano*, Roma, Società anonima tipografica Castaldi, 1930; U. Borsi, *Principi di diritto coloniale*, Bologna, Cedam, 1938.
- 21) A. Carol, *Histoire de l'eugénisme en France. Les médecins et la procréation. XIXe-XXe siècles*, Paris, Seuil, 1995; W.H. Schneider, *Quality and Quantity. The Quest for Biological regeneration in Twentieth-Century France*, Cambridge, CUP, 1990; J.-P. Gaudillière, *Le syndrome nataliste : hérédité, médecine et eugénisme en France et en Grande-Bretagne*, in J. Gayon et D. Jacobi (dir.), *L'éternel retour de l'eugénisme*, Paris, PUF, 2006, pp. 177-199; F. Cassata, *Molti, sani e forti. L'eugenetica in Italia*, Torino, Bollati Boringhieri, 2006.
- 22) フランスの医学的言説に関しては、特に A. Carol, *Histoire de l'eugénisme*, p. 137.
- 23) J.-P. Gaudillière, *Le syndrome nataliste*, cit.
- 24) M.-T. Nisot, *La question eugénique dans les divers pays, Tome I: Aperçu historique. Grande-Bretagne-États-Unis-France*, Bruxelles, Georges van Campenhout éditeur, 1927, p. 405.
- 25) P.-A. Taguieff, *La couleur et le sang. Doctrines racistes à la française*, Paris, Mille et une nuit, 1998.
- 26) M. Chauvière et V. Bussat, *Famille et codification. Le périmètre du familial dans la production des normes*, Paris, La Documentation Française, 2000.
- 27) Paul Bureau 大家族の父である公務員連盟の創立者（1916 年）、雑誌『Pour la vie（生命のために）』。Emmanuel Gounot 家族協会の活発な活動家、ローヌ県大家族連盟の副会長、会長。Jacques Doublet 人口高等委員会会員。Georges Pernot フランス人口増加のためのアライアンスに加盟。R. Lenoir, *Généalogie de la morale familiale*, Paris, Seuil, 2003; P.-A. Rosental, *L'intelligence démographique. Sciences et politique des populations en France (1930-1960)*, Paris, Odile, Jacob, 2003; Pour les biographie des juristes cités, v. P. Arabeyre, J.-L. Halpérin et J. Krynién (dir.), *Dictionnaire historique des juristes français XIIIe-XXe siècle*, Paris, PUF, 2007; F. Audren, « Bureau Paul », pp. 148-149; J.-L. Halpérin, « Gounot Emmanuel », pp. 379-380. を参照のこと。
- 28) L. Biarreau, *Le certificat prénuptial. Etude de Droit comparé et de législation*, (法学博士論文, 1930 年 11 月 21 日審査) Paris 1930; M.-T. Nisot. *La question eugénique*, cit. マルセル・プラニオル (Marcel Planiol) やジョルジュ・リペール (Georges Ripert) など数名の優れた法律家が、この健康診断書導入に関して当惑を表明した。: M. Planiol et G. Ripert, *Traité pratique de droit*

- civil français, Tome II : La famille, Paris, Librairie générale de droit & jurisprudence, 1926.
- 29) Ch. Capuano, Vichy et la famille. Réalités et faux-semblants d'une politique publique, Rennes, PUR, 2009.
- 30) Décret du 29 Juillet 1939, relatif à la famille et à la natalité française, in Journal Officiel de la République Française, n. 178, 30 juillet 1939, pp. 9606-9626. En particulier, articles 119 à 141.
- 31) P.-A. Rosental, L'intelligence démographique, cit. pp. 17-53.
- 32) P. Esmein, « Le code de la Famille », in La Gazette du Palais, 1939, Vol. 2, pp. 11-16 et 18-21.
- 33) M.-T. Nisot, La question eugénique., cit., p. 412.
- 34) Id., p. 410.
- 35) Id., p. 418.
- 36) Id., p. 405.
- 37) Id., p. 415.
- 38) P. Esmein, « Le Code de la famille », cit.
- 39) M.-T. Nisot, La question eugénique., cit., et L. Biarreau, Le certificat prénuptial, cit.  
優生学的措置をめぐる医学の言説に関しては A. Carol, Histoire de l'eugénisme en France, cit.
- 40) Rapport au Président de la République française, précédant le décret du 29 Juillet 1939, relatif à la famille et à la natalité française, cit., pp. 9606-9609, ici p. 9609.
- 41) L. Biarreau, Le certificat prénuptial, cit., p. 268.
- 42) P. Esmein, « Le Code de la famille », cit., p. 11.
- 43) 参考までに E. Bérillon, « La question de la race en médecine mentale. Le métissage facteur de la dégénérescence héréditaire », in Revue de psychothérapie et de psychologie appliquée, n° 10, 1925, pp. 129-130 ; Id., « Le problème psycho-biologique du métissage dans les races humaines », Revue de psychothérapie et de psychologie appliquée, n° 6, 1926, pp. 81-83.
- 44) Erste Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. November 1935, dans « Reichsgesetzblatt », 14 novembre 1935, pp. 1333-1334. § 5 : « Jude ist, wer von mindestens drei der Rasse nach volljüdischen Grosseltern abstammt ».
- 45) Art. 8, lettre du RDL 1728/1938 : « È di razza ebraica colui che è nato da genitori entrambi di razza ebraica, anche se appartenga a religione diversa da quella ebraica ».
- 46) 基準はユダヤ教への帰属, ユダヤ教徒共同体への登録, ユダヤ性を表明すること。Art. 8, lettre d) du RDL 1728/38 : « È considerato di razza ebraica colui che, pur essendo nato da genitori di nazionalità italiana, di cui uno solo di razza ebraica, appartenga alla religione ebraica, o sia, comunque iscritto ad una comunità israelitica, ovvero abbia fatto, in qualsiasi altro modo, manifestazioni di ebraismo ».
- 47) ACS, MI, DGDR, Aff. Gen., b. 1, fasc. 1, sfasc. 1, Commenti alle questioni sulla razza. 特に Definizione di ebreo という標題の文書。詳しく取り扱っているのは S. Falconieri, La legge della razza, cit., pp. 27 ss.
- 48) フランスで最初に採択された政令は, インドシナに対してのものである。Décret du 4 novembre 1928, Fixant en Indochine le statut des métis nés de parents inconnus. 続いてフランス領西アフリカ (1930), マダガスカル (1931), ニューカレドニア (1933), フランス領赤道アフリカ (1936), トーゴ (1937) カメルーン (1944) に関する政令が公布された。イタリアの海外領土の場合, 「非認知混血児」に関する条項は, 1933 年 7 月 6 日の法律 999 号にある。Ordinamento or-

- ganico per l'Eritrea e per la Somalia et dans le RDL 1019/1936, Ordinamento e amministrazione dell'Africa Orientale Italiana.
- 49) 様態は異なるが、特に H.サンビュック（Sambuc）と M.-T.ニゾー（Nisot）により、引用されている。
- 50) Rapport au Président de la République française, précédant le décret du 29 Juillet 1939, cit. p. 9609.
- 51) N. Labanca, Una guerra per l'impero. Memorie della campagna di Etiopia 1935-36, Bologna, Il Mulino, 2005.
- 52) R.D.L. 1019 du 1er juin 1936, « Ordinamento e amministrazione dell'Africa Orientale Italiana », dans Gazzetta ufficiale del Regno d'Italia, 13 juin 1936, pp. 1912-1917, art. 30. 非認知混血児のイタリア市民権獲得を規定する条文が、1936 年の政令では削除されており、この可能性は立法者により排除されたと法理論と判例は見なしている。
- 53) G. Israel, Il fascismo e la razza : la scienza italiana e le politiche razziali del regime, Bologna, Il Mulino, 2010.
- 54) J.-P. Baud, L'affaire de la main volée. Une histoire juridique du corps, Paris, Seuil, 1993.
- 55) ACS, MI, DGDR, Aff. Gen., b. 1, fasc. 1, sfasc. 2, Relazioni per il Gran consiglio del fascismo.
- 56) 混血問題はヨーロッパのレベルでも議論の対象となる。V. Discussion de la question des métis et de l'attitude des gouvernements à leur égard, dans Institut Colonial International. Comptendu de la session tenue à Brunswick les 20, 21 et 22 Avril 1911, Tome I : Discussions et rapports et Tome II : Rapports, Bruxelles, Bibliothèque coloniale internationale, 1911, pp. 299-325 et pp. 447-463. S. Falconieri, Les juristes d'outre-mer entre orientalisme et anthropologie. cit
- 57) E. Saada, Les enfants de la colonie, cit. ; V. Tisseau, Être métis en Imerina, cit. ; G. Barrera, « Patrilinearità, razza e identità », cit. 法的手続きにおける調査と専門鑑定については, S. Falconieri, Droit colonial et anthropologie, cit. を参照のこと。
- 58) タマターヴ第一審裁判所, 1894 年 10 月 20 日, ミナ・トノン Mina Thonon 夫人のレオン・シュベルビー Léon suberbie に対する裁判 Recueil Penant, 1895, I, pp. 121-126, 124.
- 59) インドシナ上訴裁判所の判決注釈, 1903 年 5 月 28 日, サイゴンの共和国検事のジャン・ジョゼフ Jean Joseph 通称ラルサル Larsalle, Recueil Dareste, 1904, pp. 41-45, ici p. 41. フランスの判例と法専門雑誌における混血問題については, S. Falconieri, « Le Penant et le Dareste face au statut juridique des métis », cit. を参照のこと。
- 60) タマターヴ第一審裁判所, 1894 年 10 月 29 日 cit., p. 124.
- 61) Décret du 7 février 1897, Déterminant les conditions auxquelles les dispositions de la loi du 26 juin 1889, sur la nationalité, sont applicables aux colonies autres que la Guadeloupe, la Martinique et la Réunion, Recueil Sirey, 1897, pp. 292-293. 第 1 条では, フランスの海外領土において両親不詳で誕生した人は, フランス人であるという規定している。同時に第 17 条は, 「現地人の条件には何の変更もない」としている。この二つの条文を関係づけて同時に適用する解釈が, その後有力になった。
- 62) この場合, 法典の現地語アムハラ語への翻訳が, 公布の妨げとなる。
- 63) Loi 555 du 13 juin 1912, portant...
- 64) Tribunal de 1re instance de Majunga, 11 décembre 1928, RP, Vol. 38, 1929, pp. 243-246 et in RD, 1930, pp. 115-120.

- 65) エリトリア裁判所, 25 agosto 1932 年 8 月 25 日, Adanese Garemascal, in *Rivista giuridica del Medio ed Estremo Oriente*, 1-2 (1937), pp. 100-101.
- 66) R. Maunier, *Répétitions écrites de législation coloniale, rédigées d'après le Cours et sous le contrôle de M. Maunier*, 3e Année, Paris, Les Cours de droit, 1930-31, p. 195; 同著者の次の著作も参照のこと « L'action du « primitif » sur le « civilisé », in *Revue de l'Institut de sociologie*, Xe année, 1930, n. 3, pp. 1-20.
- 67) インドシナについての最初の政令は 1881 年に遡り, コチンシナに関するものである。続いて 1887 年にトンキンに関わる政令が出され, 最終的には 1913 年にインドシナ全域について政令が交付された。フランス領西アフリカと同東アフリカに対しては 1912 年にそれぞれ政令が交付された。
- 68) Décret du 3 mars 1909, Fixant les conditions d'accession aux droits de citoyens français des indigènes de Madagascar et dépendances, RD, I, 1909, pp. 227-229. ANOM, MAD, GGM, 6 (10) D 5, Circulaire confidentielle du 29 mai 1909 du GGM aux chefs de province et commandants de cercle.
- 69) ANOM, MAD, GGM, 6 (10) D 12 à 37, Dossiers d'accession à la citoyenneté française.
- 70) L. Maunière, « Deux conceptions de l'action judiciaire aux colonies. Magistrats et administrateurs en Afrique occidentale française (1887-1912) », in *Clio@themis*, 4 (2011) : <http://www.cliothemis.com/Deux-conceptions-de-l-action> 引用された事件に関するアーカイヴ資料: ANOM, GGM, 6 (10) D 4.
- 71) Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri (ASDMAE), Fondo Eritrea, Busta 731, en particulier : état civil, citoyenneté, enfants pris en charge par la mission catholique française. ADSMAE, Fondo Eritrea, Busta 260; ASDMAE, Fondo Eritrea, Busta 853, Militaria, Meticci.
- 72) Legge 999 du 6 juillet 1933, « Ordinamento organico per l'Eritrea e per la Somalia », dans *Gazzetta ufficiale del Regno d'Italia*, 16 août 1933, pp. 3674-3679.
- 73) F. Guidi, « La nostra azione culturale fascista », dans *Il diritto razzista*, 2-3-4 (1940), pp. 63-100, ici p. 66.
- 74) この意味で, J.-F. ショーブ (J.-F. Schaub) の, 長期的展望における人種概念の定義に賛同する。特に参照するのは *Pour une histoire politique de la race*, Paris, Seuil, 2015.
- 75) F. Guidi, « La nostra azione culturale razzista », cit.; G. Omarini, « Le famiglie politiche del fascismo come campioni della razza. Per un'aristocrazia morale e psicobiologica della razza italiana », in *Il diritto razzista*, 2-3-4 (1940), pp. 58-62.
- 76) R. Sertoli Salis, « Introduzione » à *Le leggi razziali italiane*, Roma, Quaderni della Scuola di mistica fascista, 1939.
- 77) E. Saada, *Les enfants de la colonie*, cit.
- 78) Y. Thomas, « Le droit d'origine à Rome. Contribution à l'étude de la citoyenneté », in *Revue critique de droit international privé*, 84 (1995), pp. 253-288.
- 79) 第二段落参照のこと。J.-L. Halpérin, Jean-Louis, *Histoire du droit privé français depuis 1804*, Paris, PUF, 2001; Id., « Les fondements historiques des droits de la famille en Europe. La lente évolution vers l'égalité », dans *Informations sociales. Union européenne et droit de la famille*, 129 (2006), pp. 44-55; P. Ungari, *Il diritto di famiglia in Italia dalle Costituzioni "giacobine" al Codice*

civile del 1942, Bologna, Il Mulino, 2002 (1re édition : 1972)

- 80) F. Bellivier et L. Boudouard, « Des droits pour les bâtards, l'enfant naturel dans les débats révolutionnaires », *La famille, la loi, l'État de la Révolution au Code civil*, dirigé par I. Théry et Ch. Biet, Paris, Imprimerie Nationale, 1989, pp. 122-144.
- 81) フランスでは、1912 年 11 月 16 日の法律（民法典 340 条を改正する法律）によって導入され、イタリアでは民法典 340 条に盛り込まれた。イタリアでは、19 世紀末の議論にもかかわらず、1942 年裁判による父子関係宣告が民法典により導入され、初めて自然の親子関係判定への道がひらかれた。
- 82) Tribunal civil de la Seine, 12 novembre 1935, Dalloz. Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine en matière civile, commerciale, criminelle, administrative et de droit public, 1936, pp. 41-43 ; Tribunal civil de Nice (1re Chambre), 17 novembre 1937 et Tribunal civil de Marseille, 6 mai 1938, Dalloz. Recueil hebdomadaire de jurisprudence en matière civile, commerciale, criminelle, administrative et de droit public, 1938, p. 79 et pp. 494-496 ; Cour d'appel de Rennes (1re Chambre), 31 mai 1939, Recueil Dalloz, 1939, J. 429-430 ; Cour d'appel d'Aix (1e Chambre), 13 juin 1939 et Tribunal civil de la Seine, 7 nov. 1938, *La semaine juridique. Doctrine-jurisprudence-textes*, 1939, p. 1215 ; P. Moureau, « L'hérédité des groupes sanguins et de ses applications médico-légales », *Annales de médecine légale*, 1936, pp. 413-418 ; J. Brissaud, « L'examen du sang et la recherche de la paternité », *Annales de médecine légale*, 1938, pp. 261-268.
- 83) Note de René Savatier à Tribunal civil de la Seine, cit., pp. 41-43.
- 84) Tribunal de 1re instance de Lomé, 11 août 1937, Recueil Penant, Partie I, 1939, pp. 174-177.
- 85) J. Mérimée, *De l'accession des indochinois à la qualité de citoyens français*, Thèse pour le doctorat, Toulouse, Imprimerie Andrau et Laporte, 1931, p. 160.
- 86) S. Falconieri, *La legge della razza*, cit., pp. et ss.
- 87) G. Canselier G. et S. Desmoulin-Canselier (dir.), *Les catégories ethno-raciales à l'ère des biotechnologies : droit, sciences et médecine face à la diversité humaine*, Paris, Société de législation comparée, 2011.



要 旨

本稿は、法制史が「人種」と社会科学の間で絶えず反射し合ってきた影響を考察する。学問としての法制史は、「人種」という概念の動員について何を私たちに示唆しているのか？法制史は人文科学と社会科学の研究にどのような貢献をなしてきたのだろうか？法制史の言説研究は、現代的な人種化プロセスを検出し、解釈するためにどのように役立つだろうか？

本稿は、19世紀から20世紀におけるヨーロッパのさまざまな法制度のなかの「人種」という概念の動員に焦点を当てることによって、これら問い向き合いたい。とりわけイタリア、フランス、ドイツの法制度に注目する。本稿がア取り扱う法制度は、1) 1930年代～1940年代にユダヤ人に対して発行された法律、2) 混血の個人的地位に関する植民地法である。

本稿のアプローチとして、法的情報源（法律、教義、判例法）のなかで「人種」という言葉の明示的な使用を検出できる場合にのみ限定する。この選択によって、1) 法律における人種の意味を理解、2) この概念に関連する法的活動を検出し、人種差別化が法律に浸透する方法の理解が可能となる。

法的言説は、「人種」という言葉に完全に特定の一貫性を持たせることにより、社会科学内の人種のカテゴリーの作成、安定化、定着において重要な役割を果たしてきた。人種という概念を可視化させ、効果を生み出してきたからである。

本稿では、以下の4つの重要なポイントを取り扱う。

1. まず「人種」は、そのアプリアリとして、法的な言説の外側に位置している。とりわけ「人種」は、ナポレオン後のヨーロッパの法律では存在しないと考えられてきた。なぜなら、単一の法という考えは、個人の身体的差異とは関係がないからである。しかし混血法とイタリアの反ユダヤ法の両方で、「人種」という概念は他の科学分野から法的議論に取り入れられることになった。法学者たちのふりをしてきた者たちは、法的な人種差別化を正当化するために他の科学に依存してきた。

2. 法的言説への「人種」の導入は、法外で設計された理論、教義および研究の選択によって行われてきた。法学者たちは空の容器の中に、俳優の目的と関心に応じて「人種」に異なる内容を与えてきたのである。

3. 法学者は、人間の身体的側面（広義に解釈される）に注意を払ってきた。肌の色、身体的特徴、心の状態、精神、服装は、法的言説における人種集団を特徴付けるパラメーターとなってきた。広い意味で、身体は人種差別化の法的活動の帰属の中心として考えられてきた。

4. 血液法は、同じ権利と同じ義務を共有するコミュニティのメンバーシップを定義する卓越した法的基準となってきた。法的言説に人種概念が含まれた場合、グループまたは特定の集団に固有の特徴としての起源が継承されてきたと考えられてきた。「人種」を使用することにより、法的言説は権利の享受を本質化してきたのである。

キーワード：法制史、法制度、植民地法、血液法、混血

Summary

This paper will discuss the impact that legal history has been the reflections between “race” and social sciences. What does legal historical discipline tell us about the mobilization of the notion of “race”? How does legal history contributes to research in the humanities and social sciences? How can the study of the legal discourse help us to detect and to interpret the contemporary processes of racialization?

I will answer these questions by focusing on the mobilization of the word “race” in different European legal systems during the 19th and 20th centuries. I will concentrate on Italian, French and German legal systems. My presentation pivots on two points: first, the legislation issued against Jews during the 1930s-1940s and, second, the colonial law on personal status of mixed race.

Methodologically, my research concentrates exclusively on cases where it is possible to

detect an explicit use of the word “race” in legal sources (legislation, doctrine, case-law). Legal discourse plays a key role in the creation, stabilization and fixation of racial categories within the social sciences, by giving a completely particular consistency to the “race”.

This paper would like to discuss the following four crucial points.

1. Firstly, “race” is a priori situated outside legal discourse, considered that each discipline has its own technical and abstract concepts. However, race is supposed to be completely absent in post-Napoleonic European law, since the idea of a single subject of law is not linked to the individual physical differences. In both the mixed-race and the Italian Anti-Jewish legislation, the notion of “race” is imported from other scientific disciplines into legal discourse. Legal scholars “have pretended” to rely on other sciences in order to justify legal racialization.

2. The introduction of “race” into the legal discourse was resulted from a selection of theories, doctrines and studies which are designed outside the law. Both scholars and legislators favored some theories over others. They deal with an empty shell and give “race” different contents in accordance to the objective and the interests of the actors.

3. The attention of legal scholars to the bodily dimension (broadly construed) of the person : the skin color, the physical features, the state of mind, the mentality, the clothes are parameters characterizing racial populations in legal discourse. In a broad sense, the body can be considered the center of imputation of the legal operations of racialization.

4. The blood law becomes the legal criterion par excellence to define the membership in a community sharing the same rights and the same obligations. When legal discourse encompasses the race-notion, the access to a normative order becomes a function of the origin and the inheritance that is of the specific characters proper to a group or to a given population. Through the use to the race, the legal discourse essentializes the enjoyment of the rights.

**Keywords :** legal history, legal system, colonial law, blood law, mixed race